



- 11 競技規則
- (1)大会実施年度（公財）日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
  - (2)協会登録選手の中から各節ごとに20名の選手を登録できる。
  - (3)選手交代は競技開始前に登録した9名の交代要員の中から5名までとする。
  - (4)脳震盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次のとおりとする。
    - ①脳震盪またはその疑いのある選手の交代（以下「脳震盪交代」という）は、通常交代に含まれない。
    - ②脳震盪交代は、通常交代と判別できる、別途指定する手続きで行われなければならない。
    - ③脳震盪交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および脳震盪交代の交代回数はそれぞれ1回とカウントするものとする。
    - ④脳震盪交代をした場合、相手チームは通常交代とは別に、1名1回の交代を追加で得ることができる（以下、「追加交代」という）。ただし、追加交代と通常交代を同時に行った場合、通常交代および追加交代の回数をそれぞれ1回としてカウントするものとする。
    - ⑤1試合における各チームの脳震盪交代および追加交代の交代人数は、それぞれ1名とする。
- 12 競技方法
- (1)6チームによるリーグ戦方式（2回戦総当り）とする。
  - (2)試合時間は90分（ハーフタイムのインターバルは15分）とする。
  - (3)順位の決定は次の順序により決定する。
    - ①勝点（勝3点、引分1点、負0点） ②得失点差 ③総得点 ④当該チームの対戦成績
    - ⑤同得失点、⑥同総得点 ⑦抽選
  - (4)1回戦総当たりで今大会は成立する。大会の全日程終了時点で各チームの消化試合数が異なった場合、本大会実行委員会の判断により、勝点平均（勝点÷消化試合数）によって順位を決定する場合がある。ただし、勝点平均が同一の場合は、次の各項の順序により順位を決定する。
    - ①当該チーム間の対戦成績（勝ち点）、②同得失点差、③同総得点、④1試合あたりの平均得点数、
    - ⑤1試合あたりの平均失点数、⑥抽選。
  - (5)最大延長は10月4日（日）とする。
- 13 懲 罰
- (1)本大会は、（公財）日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
  - (2)大会規律委員長は、リーグ実行委員長とする。委員は、大会規律委員長が決定する。
  - (3)本大会期間中に警告を3回受けた選手は、直近の本大会1試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会に影響を及ぼさない。なお、繰り返した場合、最低2試合に出場できない。また、複数チームが出場しているチームの選手については、別に定める。
  - (4)本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については、本大会規律委員会において決定する。※本大会における出場停止処分を他の公式試合で消化することは認めない。ただし、最終節での退場処分の消化は直近の他の公式試合での消化となる。
  - (5)本大会と1部・2部入替戦は懲罰規程上の同一大会競技会とみなし、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は1部・2部入替戦において順次消化する。
  - (6)1部・2部入替戦を行わないチームにおける、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は直近の公式戦において順次消化する。
  - (7)本大会における警告の累積は本大会で消滅し、1部・2部入替戦には影響を及ぼさない。
- 14 参加申込
- (1)参加申込書に登録できる人数は、引率教員もしくはチーム責任者1名、監督1名、スタッフ5名、選手全員、マネージャー2名とする（ただし、40名を超える場合はシートを加工して記入しても良い）。
  - (2)複数チームのエントリーをしているチームは同じ申込書を2通提出すること（選手の移動を認めるため）。
  - (3)本大会の大会参加料は75,000円とし、4月1日（水）から6日（月）までに下記の指定口座に振り込むこと。

【指定口座】  
帯広信用金庫中央支店（002）普通1213998  
一社）十勝地区サッカー協会 第2種委員会  
イチシヤ）トカチチクサッカーキョウカイ ダイ2シユイインカイ  
【住所】帯広市西8条南18丁目3-3 大西ビル2階 【電話】0155-21-6626

- (4)参加チームは参加申込書をパソコンで作成し、エクセルデータをメールで送信してください。  
また、職印を受けた申込書原本を提出して下さい。

【参加申込書の送付先】〒080-0861

帯広市南の森東3丁目1-1 北海道帯広緑陽高等学校内  
大会事務局 吉田 拓未

t e l 0155-48-6605

f a x 0155-48-6603

E-mail yoshida-takuma@hokkaido-c.ed.jp

- (5)申込期日 2026年4月6日(月)

- 15 追加登録  
及び移籍 追加登録および移籍は、所属地区協会通じ、所定の追加用紙を上記申込先へメールで提出すること。  
申請期限は各節3日前17時までとする。事務局までに完了されなければその選手は出場できない。  
追加登録および移籍選手は、次の手続きが完了した時点で出場できる。  
(1)(公財)日本サッカー協会web登録・移籍手続きをする。  
(2)Kickoffからのメール受信後に登録料を支払う。  
(3)上記(1)(2)が完了したのち、大会事務局に「参加申込書(兼メンバーエントリー表)」をメールにて送信する。
- 16 選手移動 (1)プレミアリーグ及びプリンスリーグ参加チームは、11名のプロテクト選手がいます。その対象選手は、  
下位のリーグにはウィンドウが開きプロテクトが解除されるまで出場できない。  
(2)複数チームが参加しているチームについては、別に定める。
- 17 ユニフォーム (1)ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別し  
やすいユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること。  
(2)ユニフォームの色は参加申込以後の変更は認めない。  
(3)ユニフォームへの広告表示については、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認さ  
れた場合のみこれを認める。  
(4)その他の事項については、(公財)日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に従うものとする。  
(5)キャプテンアームバンドについては、本協会によって用意または認められたアームバンドのみ着用が認め  
られ、本協会によって認められたアームバンドを着用する場合はユニフォーム規程に準拠すること。
- 18 監督会議 (1)日時 2026年 4月8日(水) 午後7時  
(2)会場 WEB 会議
- 19 その他 (1)このリーグ戦参加チームは必ず帯同審判員を1名以上帯同しなければならない。また、ユース審判も2名  
以上登録・帯同することをリーグ戦参加の条件とする。  
(2)登録選手20名は、試合ごとに選手証(写真添付)を必ず持参し、チェックを受けなければならない。  
各チームの登録選手は、原則として(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参しなければならない。  
ただし、写真貼付により、顔の認識ができるものであること。  
※選手証とは、(公財)日本サッカー協会WEB登録システム「KICKOFF」から出力した  
選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面で表示したものを示す。  
(3)原則として、各試合競技開始時間の70分前に代表者ミーティングを開催し、メンバー登録用紙の回収、  
両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の説明を行う。  
(4)参加選手は、傷害保険に加入し、大会での傷害に対応すること。  
(5)本リーグの入れ替え方法は以下の通りとする。  
①1部8位と2部1位は自動入れ替えとし、1部7位と2部2位は入れ替え戦によって昇降格を決定する。  
②ブロックリーグ道東1部から北海道FAリーグへの昇格チームが出た場合は、1部の8位を自動降格と  
し、2部の1位・2位を自動昇格とする。  
③北海道FAリーグからブロックリーグ道東1部への降格チームが出た場合は、1部8位と2部1位の自  
動入れ替えのみとする。  
④1部・2部に所属する、2nd・3rdチームは北海道FAリーグプレーオフおよび1部への昇格権利  
はない。ただし、北海道FAリーグ参加チームが、プリンスリーグ北海道へ昇格した場合、そのチーム  
の2nd・3rdチームは昇格権利を有する。  
(6)参加申し込み後の棄権は一切認めない。やむを得ない事情で本大会に参加不可能になった場合は、ただ  
ちに本大会事務局を通じて(公財)北海道サッカー協会に通知するとともに、文書にて理由書を提出する。  
その処置については大会規律委員会にて決定する。なお、棄権したチームの試合結果は全て抹消する。  
また、一方のチームの事由によって試合の実施ができなかった場合については、ただちに本大会事務局  
に通知するとともに、文書にて理由書を提出する。その処置については大会規律委員会にて(公財)日本

サッカー協会「懲罰規程」に基づき決定する。

- (7) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合は本リーグ実行委員会、主管地区協会、競技委員長、審判委員長で協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。
- (8) 本大会要項に規定されていない事項については本大会実行委員会に於いて協議の上決定する。
- (9) 新型コロナウイルス感染症予防の取り組みに関して、本事業にあたっては、以下の通知の通りとする。  
『新型コロナウイルスの5類感染症移行に伴う今後のHKFA主催事業について（通知）』  
<https://www.hfa-dream.or.jp/tournament/2syu/>

- 20 付 則
- (1) 本リーグの運営を円滑にするために実行委員会を置き、業務を遂行する。なお、この実行委員会規定は別に定める。